



越谷市議会議員

福田あきら

活動報告レポート『GET GOAL!』2016年夏号 No. **21**

〒343-0046 越谷市弥栄町4-1-120

TEL/FAX 048-978-3335

Mali info@akira-fukuda.com HP http://akira-fukuda.com



※本活動報告レポートは、福田あきら自身が構成(文書/デザイン)をすべて担当しており、最小限の費用にて作成しています。(IT企業出身である強みを活かしています)

越谷市あげての大応援!

星奈津美選手 おめでとう銅メダル!



(激励会にてポロシャツを受け取る星奈津美選手)

星奈津美選手のように越谷市在住の選手が世界で活躍することは、越谷市民にとって大変喜ばしいことです。また星選手の活躍を見た子ども達が水泳や様々なスポーツに興味をもつこと、そして自分もオリンピックに出たいという夢をみて頑張ってくれることなど、その効果はとて大きいと感じています。私自身サッカーというスポーツに長く携わってきました。今でも小中学生のサッカーのコーチをやっています。その経験からスポーツが持つ様々な力を信じています。だからこそ「スポーツによる地域の活性化」のために色々と活動していますが、引き続き、多くのご要望を頂いているグラウンドゴルフやサッカー等、スポーツ環境の整備など取り組み、そして新たにイベント開催など積極的に考えて行動していきたいと思ひます。

また星選手と同時に、越谷市在住で日系4世の杉町マハウ選手が陸上男子400メートルハードルにブラジル代表として出場してご活躍をされました。こちらも大変うれしいニュースです。

南米大陸で初めての開催となったリオデジャネイロオリンピックでは、多くの日本人が活躍され、日本中が熱狂に包まれました。寝不足になった方も多いのではないでしょうか?そんな中、越谷市在住の星奈津美選手が、日本時間 8月11日に行われた競泳女子200メートルバタフライ決勝に出場。みごと2大会連続の銅メダルに輝きました。本当におめでとうございます。

越谷市では、星選手の活躍を願い、先の5月11日に中央市民会館で激励会を開催。またオリンピック中では8月10日・11日にイオンレイクタウンでパブリックビューイングを実施しました。11日の決勝には、星選手の母・真奈美さんやご家族、高橋市長をはじめ多くの方が応援に駆けつけ、リオデジャネイロへ向けて大声援を送りました。星選手の銅メダル獲得が決定した瞬間、会場中に歓喜の音が上がりました。



(パブリックビューイングの様子)

6月定例議会 議案等から

総務常任委員長の拝命 & 監査委員の辞職

この度、総務常任委員会の委員長を拝命いたしました。常任委員会での議論が活発に行われるように、しっかりとその務めを果たしていきたいと思ひます。

尚、6月定例議会にて総務委員に付託された議案、「越谷市谷中分署建設工事(建築)請負契約の締結について」では、委員会にて現地調査を行い、現在の谷中分署と新谷中分署との機能の違い、数が少ない女性消防士のための考慮、そして住民の声をしっかりと聴いているか?等の確認を行いました。

総務常任委員長を拝命する一方で、一年間務めた監査委員を辞職いたしました。この監査委員として貴重な経験を、今度は一議員としてしっかりと活かしていきたいと思ひます。



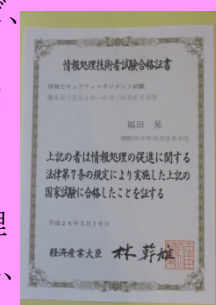
(総務常任委員会での現地調査の様子)



(新谷中分署のイメージ図)

情報セキュリティマネジメントに合格! (国家資格) 専門知識で市政をチェック

マイナンバーやその他の個人情報など、様々な情報の流出が懸念されています。そんな中、情報処理試験(国家試験)の1つ、情報セキュリティマネジメント試験に合格をいたしました。こうした専門知識を活かして、市政の情報管理のチェックをしっかりとしていくと同時に、災害時対応の情報管理などもしっかりと確認していきたいと思ひます。



福田あきら(41歳)プロフィール

【所属会派】 民主党と無所属の会

【常任委員会】 総務常任委員会(委員長)

1975年越谷市に生まれる(昭和50年5月28日生まれ)
1982年清浄院幼稚園卒園
1988年越谷市立桜井南小学校卒業
1991年越谷市立越谷北中学校卒業
1994年埼玉県立越谷北高等学校理数科卒業
1998年法政大学法学部法律学科卒業
2000年現:伊藤忠テクノソリューションズ(株)入社
⇒IT企業のサラリーマンとして10年勤務
2011年越谷市議会選挙初当選 2015年2期目当選

- 資格 基本情報技術者/宅地建物取引士等
- 家族 妻と長男、次男、チワワ2匹
- サッカー選手としての経歴
 - ・越谷フットボールクラブ(小学校1年~6年/社会人)
 - ・水戸ホーリーホック【現Jリーグ2部】
 - ・全国社会人サッカー選手権大会優勝
 - 福島/広島国民体育大会(国体)サッカー優勝
 - など三度の日本一を経験
 - ・現在、越谷市サッカー協会副会長を拝命



日々情報発信中

公式ホームページ
越谷市議会議員
福田あきら



ブログ
福田あきらの
政治家日記

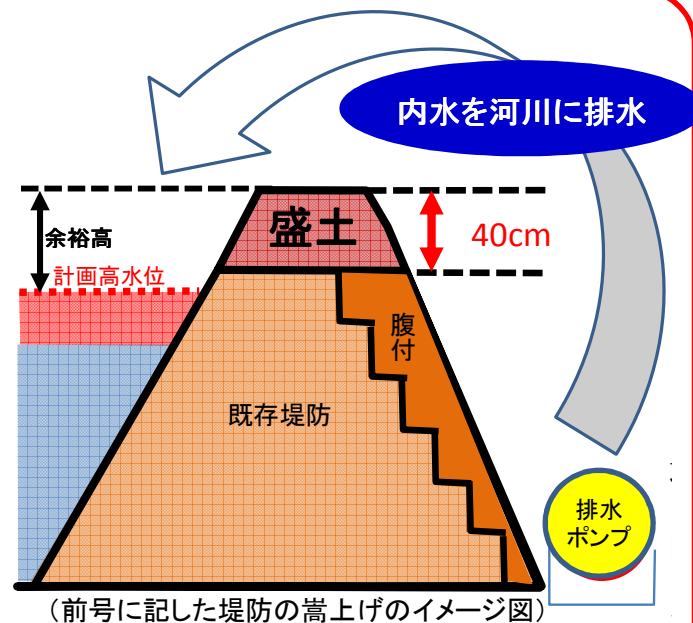


★電話による市民相談窓口 048-978-3335

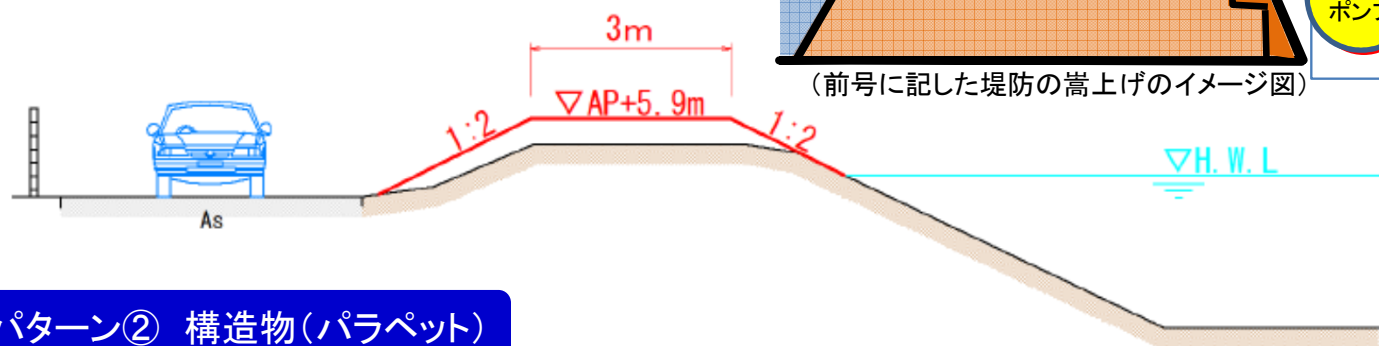
基本:平日10:00~18:00大変恐縮ですが、番号通知(表示)がある方へのみの対応となります。もし留守電の場合は要件を録音願ひます。確認後、折り返し連絡させていただきます。

新方川の堤防嵩上げ事業から(埼玉県事業)

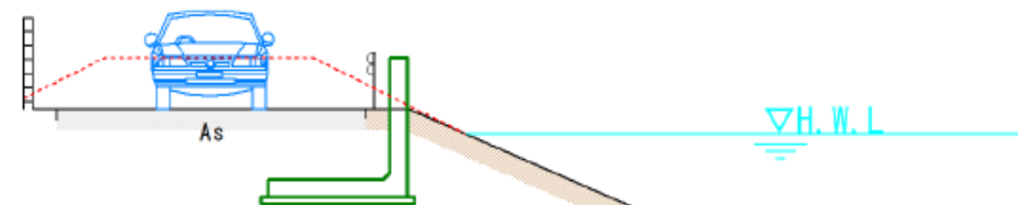
No.20号の市政報告レポートにて、埼玉県で実施する新方川浸水被害緊急対策事業について記載させて頂きました。市民の皆さんの治水対策への関心が高いこともあり、多くのお問い合わせを頂きました。その中で一番多かった新方川の堤防の嵩上げの方法について確認いたしましたので、本レポートにて連絡させて頂きます。**嵩上げは主に下記3パターンの中から最適なものを選んで実施**するとのことです。(その他の方法もあり得る)



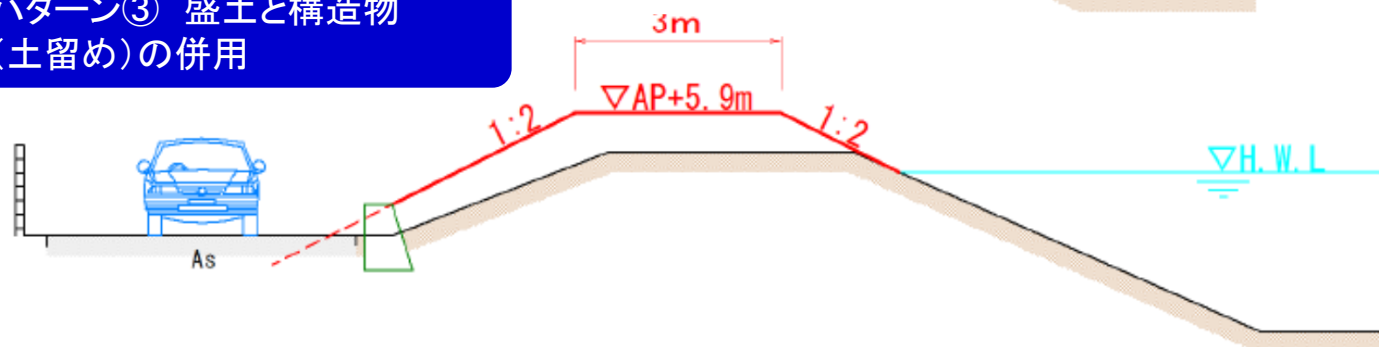
パターン① 盛土



パターン② 構造物(パラペット)



パターン③ 盛土と構造物(土留め)の併用



6月定例議会 一般質問より

本庁舎建設について

6月定例議会では熊本・大分地震を受けて、数多くの議員が本庁舎建設についての一般質問をしました。基本設計以降のスケジュールが未確定な部分がありましたが、市長からは、「早期実現にむけて整備規模の縮小や概算事業費の削減について検討を行い、平成32年度までに本庁舎の完成、平成35年度までに(仮称)市民協働ゾーンの建設など全体工事の完成に向けて、取り組みたい」との答弁がありました。早期実現にむけた決断を歓迎したいと思います。

6月定例議会 請願より

重度心身障害者手当を精神障害者保健福祉手帳2級所持者にも支給することを求める件

本請願は、精神障害者保健福祉手帳2級保持者も他の身体・知的障害者と同様に「重度心身障害者手当」の適用対象とし、身体・知的障害者に準ずる手当を支給してほしいというものです。他の多くの自治体も実施している点、そしてその必要性などから賛成をいたしました。厳しい財政事情は変わりませんが、「住民の福祉の増進」のために、できる限りの政策を実現していきたいと思っております。

日常における議員活動より

①超党派議員による勉強会 →空き家問題を更に考える

空き家等における諸問題は、日本全体で見られることであり、越谷も決して例外ではありません。私にも市民相談にて、多くの空き家等についての相談があります。自分の家の近くに、崩れそうな空き家があり非常に危ない！雑草が生い茂って困る。しかも夜になるとなんとなく人影が・・・等。皆様の不安な気持ちがとてもよくわかります。問題ある空き家が数多く放置されているとなると決して他人事ではない、深刻かつ身近な問題です。そのような背景もあり、越谷市議会では昨年度「越谷市空き家等の適正管理に関する条例」を制定しました。さらに国でも「空き家等対策に関する特別措置法」が成立し、今後はしっかりと対策が可能となるというような感じがします。しかし、空き家等の諸問題は、所有権における個人財産の取り扱い(行政の権力がおよばない)、固定資産税の取り扱い、そして所有者の財政事情等いろいろと課題があり、法律・条例を作ったからといって、一筋縄ではいきません。7月22日に実施された勉強会の主催者であるNPO法人越谷市住まい・まちづくりセンター様からは下記の説明&提案等を頂きました。

1. 越谷市における空き家活用の事例の紹介

2. 市議会に対する提案

- ①空き家等対策総合計画について
- ②空き家等対策協議会の設置について
- ③空き家条例の強化について

現場の声を反映したものであり、今後空き家問題を考えていくうえで大変参考となりました。こういった問題を解決していくことが、まさに政治の役割だと思っております。条例制定時と同様に超党派でしっかりと検討し、対応していきたいと思っております。



(勉強会の様子)

②有志議員による行政調査 →公契約条例について

8月16日に議員有志メンバーにて東京都多摩市に公契約条例について調査に行ってきました。今越谷市でも公契約条例制定を目指しており、そのための調査です。本レポートでは越谷市が制定をめざしている公契約条例について説明させて頂きます。
※8月1日～8月30日にかけてパブリックコメントを募集。

●公契約とは
「国や地方自治体の事業を民間企業等に委託する際に締結する契約」のことを公契約言います。主な内容は、建設事業、工事、サービス提供などです。

●公契約条例とは
地方自治体の事業を受託した業者に雇用されるすべての労働者に対し、地方自治体が指定した賃金の支払いを履行させることを規定するものである。

●公契約の目的
公平かつ公正な公契約及びそれに従事する労働者の適正な労働条件の確保を図り、もって公契約の適正な履行及び質の向上に資するとともに、地域経済の健全な発展及び市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

●基本方針

- (1) 公契約における法令遵守の徹底を図り、透明性の確保、公平かつ公正な競争を促進すること。
- (2) 公契約の品質、価格及び履行の適正を確保し、良質な市民サービスの提供に努めること。
- (3) 労働者等の適正な労働条件の確保に配慮し、本市における雇用の促進及び安定に努めること。
- (4) 市内の中小企業の受注機会の増大を図るとともに、防災活動等をはじめとする地域貢献に取り組む事業者を適正に評価し、市内経済の活性化のほか、公契約の担い手の育成及び確保に寄与すること。
- (5) 談合その他の不正行為の排除を徹底すること。



(多摩市役所の前です)